参 考 2

救助活動に関する基準の一部改正新旧対照表

○ 救助活動に関する基準(昭和六十二年消防庁告示第三号)(抄)

に 掲	第三	別表	省令	(略)	器具	救助	げる	に掲	第一	別表	省令	区分	別表	服及び	吏員!	第九条	(隊員の	
	検知型遠隔探査装置※	水中探查装置※※※	(略)	(略)			(略)	可燃性ガス測定器	化学剤検知器※※※	生物剤検知器※※※	(略)	品名		服及び救助靴を着用するものとする。	吏員服制基準(昭和四十二年消防	隊員(消防団員を除く。)	(の服装)	新
	- -	_	(略)	(略)			(略)	_	→	_	(略)	必要個数		る。	广告示第	は、救助に		221
			(略)	(略)				(略)			(略)	性能等			(昭和四十二年消防庁告示第一号)に定められた救助	救助活動を行う場合は、消防		
に 掲	第三	別表	省令	(略)	器具	救助	げる	に 掲	第一	別表	省令	区分	別表	服及び	吏員	第九条	(隊員の	
		水中探查装置※※※	(略)	(略)			(略)	可燃性ガス測定器		生物剤検知器※※※	(略)	品名		服及び救助靴を着用するものとする。	吏員服制準則(昭和四十二年消防	隊員(消防団員を除く。)	隊員の服装	Ш
		_	(略)	(略)			(略)	_		_	(略)	必要個数		る。 -	庁告示第	は、救助な		
			(略)	(略)			(略)				(略)	性能等			四十二年消防庁告示第一号)に定められた救助	員を除く。)は、救助活動を行う場合は、消防		

(略)	備考	器具	救助	げる
 (略	備考	器具	救助	げる
(略)	備考	器具	救助	 げる
(略)	備考	器具	救助	げる
(略)	備考	器具	救助	げる
(略)	備考	器具	救助	 げる
(略)	備考	器具	救助	
(略)	備考	器具	救助	
(略)	備考	器具	救助	
(略)	備考	器具	救助	